

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
5. 課税の求め等 (1) ～ (4) (略) (5) 団体による課税の求め等（法第8条第4項、第21項、第26項、政令第5条第1項第1号） <u>法第8条第4項、第21項又は第26項の規定に基づき、団体による課税の求め等がなされた場合、当該団体が実在すること及び当該課税の求め等が団体として合意されたものであることについて確認する。</u> (6) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例（政令第7条第1項から第6項まで、第10条第1項、第5項） 一・二 (変更なし) (7) 相談窓口（法第8条第4項、第12項、第21項、第26項） (変更なし)	5. 課税の求め等 (1) ～ (4) (略) (新設) (5) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例（政令第7条第1項から第6項まで、第10条第1項、第5項） 一・二 (略) (6) 相談窓口（法第8条第4項、第12項、第21項、第26項） (略)